

ウオッチング多摩ニュース

第86号

2018年3月13日
ウオッチング多摩の会

これでいいのか？

大言壮語の施政方針

3月定例議会から

3月定例議会がスタートし、恒例の市長施政方針が発表されました。3月5日広報1面にその骨子が掲載されているのでご覧の方も多いでしょうが、4月の市長選挙を意識した自慢話に終始し、大々的に成果を誇っています。あまりの大言壮語に人が変わったかと思いを疑った方もおられるでしょう。議会中とはいえ、暴走ぶりが顕著な施政方針にウオッチング多摩の会からもの申します。

「ここが気になる！」

市長の施政方針

「みんなが笑顔のちにぎわうまち多摩」の実現に向けて」と題して発表された市

長の施政方針は、市民感覚には馴染まない高所からの発言と自画自賛の弁が目立つ。まず何を語っているのか見てみよう。特に気になる発言は次の内容だ。

「はじめに」の項

市民の皆さんとの間で心血を注いできたのが、対話と合意形成の仕組みづくりです。

「パルテノン多摩」の大規模改修並びに「図書館本館再整備」については、(一部略)「大規模改修という一つの結論を前提に進めてきたのではないか」、「説得型の説



施政方針は、今後の市政の方向を示す。今回は自画自賛で、手前味噌が過ぎる。

今号の内容

森友と同類?!

p.4

多摩市が保育園不正入園

・驚きの8年遡る要綱改正で失態を隠へい!

これからの図書館を

p.7

真剣に考えよう

・「知の地域創造」を育てよう!

明会ではなかったのか」など、私どもの説明に臨む姿勢についていただいた指摘は真摯に受け止めてまいります。私は、行政課題に取り組みに際しては、本市の未来をしっかりと見据えながら、まずは意見の違いが当然あることを認識し、合意形成を丁寧に進め、そのプロセスについても、一層の創意工夫が求められていると考えます。

「市政を振り返り」の項

市内部に目を向けると、行政サービスの提供を担う職員の能力向上を掲げた「人材育成基本方針」を改訂し、職員力を高め、より強い組織づくりを進めました。

私は、誠実、謙虚、有言実行の強い意志を持って、何事にも真正面から取り組んだ

「ところで、公約として掲げました項目については、ほぼ達成しています。」

「むずびじ」の項

現在の本市の諸課題を乗り越えていくためには、市民の負託を受けた市長として、私自身が課題と向き合い、市として進むべき方向が正しいかどうかを常に自問自答しながら前に進む必要があると考えています。

4年前、8年前に公約した項目が「ほぼ達成」とまで語っている。達成したのであれば退場するのが「政の常道」といえるが、そこには思いが至っていない。施政方針の問題点については後段に触れるとして、市議会各派の代表質問で気になることも取り上げておきたい。

市議会各会派の代表質問で

気になること

大野まさき(改革みらい)

・地域委員会構想はどうなったか
・「大事なことは市民が決める」と市長が訴えてきたが、市民参加は進んだか

橋本由美子(日本共産党)

質問10 2年前に作られた「多摩市人材育成基本方針」に異論はない。しかし市民の目から見ると、「生活保護不適正対応」「ゴルフ問題」「不正な診断書問題」から「保育園入所問題」まで、「チーム一丸となっているのか」の声もあります。不祥事こそ長の責任とその対応においてのリーダーシップが問われます。

三階道夫(公明党)

マスコミでよく取り上げられる職員の倫理や、コンプライアンスの意識について

多摩市の憲法「自治基本条例」を

再確認する必要がある

3月定例議会を傍聴していて改めて多摩市の憲法である「多摩市自治基本条例」「多摩市議会基本条例」について思うところがあり、市民のみなさんと再確認するため敢えて以下を抜粋した。

◆多摩市自治基本条例

第17条

2 市議会及び市の執行機関は、市民の参画及び協働にあたって、情報が共有されるよう、必要な措置を講じなければなりません。

第18条

市議会及び市の執行機関は、市民の知る権利を保障し、公正で透明な市政の実現を図るため、情報の公開を総合的に推進しなければなりません。

◆多摩市議会基本条例

第5条

議会は、市民に対する説明責任をはたさなければなりません。

2 議会は、原則としてすべての会議を公開するものとし、あらかじめ市民に周知しない場合については、その理由を明らかにしなければなりません。

条例はお飾りか？

魂はどこに行った？

この3年間、ウオッチング多摩の会は公共施設の再配置問題に着目し、行政・議会が開催する説明会などに数多く参加し、市民意見の質問や提案をしてきたが、これらに対する市長回答の多くは有言不実行としか思えないものであり、虚しくストレスをためる悶々の3年間だった。さらに加えて、再発防止を叫びながらいっこうに後を絶たない市役所職員の不祥事なども一層の不信感を募らせ

るものとなった。

市長の施政方針における「市政を振り返り」は、美辞麗句が並んでいるが、実行が伴っていない。極め付きは「公約として掲げた項目については、ほぼ達成しています」にある。行政のリーダーとして数百ある事業を「笑顔あふれるまち」づくりに関連した事業としてカウントするならそうなるのかもしれない。

しかし市長の掲げた公約の根幹ともいえる「未来の子供たちにつけを残さない」「まじのことは自分たちで決める」の達成度はどうだったのか。議会の代表質問にもその指摘は多くあった。

この4年間で取り組んだ大事業である公共施設の再配置計画、とりわけパルテノン多摩の大改修や中央図書館の再整備に関する行政手続きのプロセスでは、公約として掲げた基本理念は何処にも見当たらない。これらの事業計画は行政主導で作り上げた一つの選択肢の下で市民参加を呼びかけ、情報(データ)に基づく明確な説明(例えば長期的財政の裏付け/少子高齢化による増大する扶助費、生産年齢の減少による歳入不足)もなのまま、拙速に進めるやり方はまったく市民を愚弄している。市民は不安をもち、全く消極化不良であるにもかかわらず、施政方針でいう誠実・謙虚・有言実行と公言し、公約はほぼ達成していると言えるのか。

相次ぐ市役所の不祥事は

リーダー不在の証明

市役所職員の不祥事は、ひと言でいうなら組織を引っ張るリーダーが存在しないところにある原因の一端がある。国も内部告発者を守る法制化を急いでいるが、法を作って守ることも必要だが、それ以前に組織は人なり、市役所という組織の中で、ついていける上司が存在するか否かでその風土は決まってしまうことをリーダーは自覚すべきだ。

組織内のモラル向上は、コンプライアンス・ガバナンス、産業医カウんセリングなどの研修だけでその根幹を治癒することにはなり得ない。

市民参画は決定通知ではなく、

情報の伝達から始まる

市政への市民参画は、市民に事実を伝え、市民がその真実を知るところから始まる。行政手続きの効率化、市民に分り易い説明、市民のためといった配慮のもと、行政主導型で一つの選



択肢に固めてから、情報を公開し市民の参画を図るのは、市民にとって権限もないのに決定に加担する責務を請け負うことになる。市長の市政方針でいう「プロセスに一層の創意工夫がいる」程度の認識で済まされる問題ではない。

あやまりを正す

それが誠実、謙虚、有言実行

半世紀前、その時代に対応したまちづくりとして誕生したニュータウンも、これからの半世紀は少子高齢化時代を迎え、いま大きな転換期・ターニングポイントに差し掛かっている。その時に備え全国に先駆けて制定した自治基本条例の基本理念をあらためてかみしめ、理念を唱えるに留まることなく、住民自治・協働、市民参画、情報公開を愚直に実行できる市政にしなければならない。

市長が施政方針で冒頭引用した吉野源三郎の「僕たちは、自分で自分を決定する力を持っている。だから誤りから立ち直ることもできるのだ」を喫緊の課題であるパルテノン多摩大改修計画・図書館再整備計画に、市長が自らいう「誠実、謙虚、有言実行の強い意志を持って」の言葉に熨斗を付けてそのままお返ししたい。

(文責…神津)

森友と同類?! 多摩市が保育園不正入園

市政に関する情報は何も隠さず、誤魔化さず、市民に不公平をすることもなく、誰にとっても住みやすい街を目指していると思われている多摩市が大変な誤魔化しをしてきたことが分かった。しかも安倍裕行市長はこの件で辻褃合わせのため、市の保育行政のルールである要綱を八年も遡って変更。トラブルの発端となった市職員に責任を負わせ、後は類かむり。記者会見を開いて「間違っていない」とシラを切った。

ほとんどの多摩市民の皆さんが、この事実をご存じないと思う。ウオッチング多摩の会は一職員が阿部市長を被告として裁判を起したことで隠されてきた多くの事柄を知り得た。当の職員は何故、裁判という究極の手段で訴えざるを得なかったのか。森友学園の用地買収を巡る財務省の疑惑をほうふつとさせる背景がそこにはあった。

いま、正しい情報開示が無く、私たち多摩市民は闇の中に置かれたままなのだ。

事件

2017年10月30日、多摩市の一職員Aさんは安倍裕行多摩市長を被告として違法な公金支出に伴う損害賠償等請求の訴訟を起こした。

違法な事実とは

夫妻揃って多摩市職員であったBさん一家。2014年に次男を出産後、妻は病魔に倒れた。夫から窮状を聞いた上司は多摩市子育て支援課長に相談。同課長は即刻、市が補助金を支給するC保育園長に電話し入園を要請。当時、C保育園のゼロ歳児数は、市が補助金支給の要件として定める保育所運営実施要綱で上限に達していた。新たに受け入れれば補助金が受けられなくなるので園長は断った。

しかし、課長はまた電話し児童が園長も知るBさんの次男で母親の病状も伝えたいので入園受け入れを再び要請した。その時点で



市職員の子も優遇で
市民の子は待機!

でC保育園への入園を希望する待機児童を飛び越えてBさんの次男は入園した。

Aさんが裁判で求めたものとは

結果、市の要綱に違反して交付された補助金約456万円は違法な支払いなので、市はC保育園に返却を求めよ——というものだ。

裁判を受けた阿部市長の対応は

Aさんが起こした裁判は、2018年1月16日発売の「週刊朝日」で報じられた。市は18日に臨時記者会見を開き、

阿部市長は

①市の職員の子どもであったから優遇したということはない

②職員の子どもが入園したことで、入園を希望していた他の子どもが入園できなくなったということはない

などと述べた。詳しくは、市のホームページ「「保育園入所」に関する報道について」をご覧ください。

阿部市長の説明は誤魔化し!

—裁判資料から判明

ウオッチング多摩の会では、Aさんの起こした裁判の詳細を知るべく東京地裁へ出向

き裁判書類を閲覧。そこで驚くべき事実を知った! (※原則、裁判資料は開示されず。運転免許証など身分を証明するものと印鑑、1500円の収入印紙でOK)

中でも「甲第8号証」として証拠提出された『事実通報に伴う検証の結果について 平成28年8月 検証会議』ならびに甲第11号証の『事実通報に伴う検証の結果について 平成28年8月 子ども青少年部 総務部』の二つの文書から、阿部市長が臨時記者会見で述べた説明は、コトの本質から市民の目をそらさせようとする意図を感じる。

また、一連の資料から、以下のことも分かった。

① Aさんは市職員Bさんの次男がC保育園に入園できたのは違法ではないかと多摩市に内部通報(内部告発)したが、違法性は無いと退けられた。

② さらに多摩市住民監査請求を行う。事実の確認を求めると、問題とされる時から1年以上経過しているのを理由に却下された。この住民監査を行った監査委員会には市議会議員の名がある。現役の市職員からの監査請求に「時効」とはいえ、背景を調べてみようとは思わなかったのだろうか。

以上2回の問題提起を行ったAさんは、その後、提訴に至ったことが分かった。

驚きの8年遡る要綱改正で

失態を隠ぺい

一方、多摩市はBさんの次男を入園させたことがルール違反と追及されるのを防ごうと保育所運営実施要綱を8年前に遡って変更していたことも判明。この変更についても阿部市長は臨時記者会見で釈明。しかし、辻褄合わせのための変更であるのは明らかだ。

◇ ◇ ◇ ◇ ◇

次にAさんが起こした裁判の弁護士・加藤博太郎弁護士が「弁護士ドットコム」(1月22日配信)のインタビューに答えた記事を、許可を得て一部転載。ご参考ください。

誠実な行政マンを
孤立させてはいけない!

要綱は遡って
書き換えるな!

議会は
何をしている!



加藤弁護士インタビュー記事

「弁護士ドットコム」ニュース

待機児童問題が深刻化し、保育園に子どもを預けられるかどうか、入園許可通知が届くのを心待ちにする家庭は多い。働き方にも関わる問題だからだ。そうしたなか、公正中立であるはずの地方自治体が「職員の子どもであることを理由に優遇して入園させた」と疑われ、裁判沙汰となっている。舞台は、人口約15万人を抱える東京都多摩市だ。(以下一部略)

●訴訟を起こしたのは、同じ子育て支援課の元課員。市は請求棄却求める

今回、東京地裁に訴訟(住民訴訟)を起こしたのは、子育て支援課の元課員である男性(現職の市職員)だ。保育園の入園に関する業務に携わった経験があり、入園できなかった保護者に泣かれたことも怒鳴られたこともあるという。

原告代理人の加藤博太郎弁護士によれば、この原告男性は「今まで同様な事例があっても市は入園を断ってきた。事情はあっても不平等な扱いをしてはいけない」と話している。(以下一部略)

●市は内々に問題の幕引きを図ったもよう
 ただ実のところ、市は違法性を認識して
 ながら、内々に手を打っていた節がある。

弁護士ドットコムニュースが関係者から
 入手した「内部文書」によれば、市は、上記
 補助金(※本紙注・約456万円)の支給に
 関わる面積要件を定めた要綱で、「0歳児1
 人につき、5平方メートル」としていた部分を、「0
 歳児1人につき、(略) おおむね5平方メートル」
 (※本紙注・「おおむね」追記)と2016
 年6月に改正。しかも、2008年4月1日
 に遡って適用することにした。

この要綱改正により、当時の子育て支援課
 長による補助金支出は遡って「追認」された
 形となった。別の「内部文書」には以下のよ
 うに記されている。



遡って要綱を改正して適用するのは、
 なぜ? 問題の幕引きを図った?

「検証会議の結果、実施基準(補助金交付
 基準)に抵触するという瑕疵は、要綱改正で
 治癒し、保育所入所の判断(緊急入所の是非)
 も、再検証し他児と比較した上で、結論とし
 ては適切であったということになれば、違法
 性はなく、補助金の返還も不要という結論と
 なる」

加藤弁護士は「厳密に運用されていた要綱
 を変えて、過去の問題も帳消しするというの
 は禁じ手。この要綱に引っかかって入園でき
 なかった家庭にはどう説明するつもりなの
 か」と首をかしげる。

●検証会議メンバーは「身内」ばかり

さらに、市はこの原告男性から訴訟前に内
 部通報を受けた際、検証会議を設置した。と
 ころがメンバーには外部の第三者を入れず、
 対応を問題視された子育て支援課長を含む
 市役所職員で構成する会議とした。加藤弁護
 士は「身内ばかりで、隠蔽するための会議だ
 ったことは明らかだ」と指摘する。(以下一
 部略)

●「結論ありき」で市は対応進める

ただ、合理性があったという「結論ありき」
 で市の対応は進んだようだ。それは「内部文
 書」の以下の記載からうかがえる。

「当時の状況を確認するのは事実上不可

能なので、当時多摩市が持っていた同順位
 (※注 数値化された保育園への入園優先
 順位)の児童のデータ等を確認して、比較し、
 実際には45点以上の高い点数評価が可能で
 あった(すべきであった)ことを示すことで、
 当該入所の合理性を担保する」

東京都庁職員だった経験がある加藤弁護
 士は「公務員は中立公正であることに最も気
 を付けるべき立場だ。今回の裁判は、子ども
 の平等に関する問題だけでなく、行政の性質
 など複数の問題を社会に問う性質があると思
 っている」と語る。

「弁護士ドットコム」ニュース

(2018年1月22日配信)

(文責・菊池)



これからの図書館を 真剣に考えよう!

花谷修一

これまで図書館を利用したかもしれない次のような日常のシーンにおいて、新しい立派な図書館ができたとしてみなさんは本当にそこに足を運ぶのか、お伺いしたい。

1. 海外旅行に行くとして、かの地の観光名所を調べ日程表を作りたい。
2. 癌治療について徹底的に調べたい。
3. 「ブロックチェーン」の信頼の仕組みについて勉強し、これを使って事業を起こしたい。
4. ベストセラー『LIFE SHIF』を読みみたい。
5. 気になる書籍を読みたい。
6. 気になる雑誌の記事を斜め読みしたい。

《1》の場合で図書館を使うという人がいるならば教えてあげたい。例えばアメリカの都市に観光旅行すると

市民15万人全員が
ウォッチャーであり
サポーター!

してその都市の名所を廻りたいのなら、インターネットで「CityPASS(シティパス)」をご覧下さい。見どころの案内があり、通常入場料金の40%引きでチケットが手に入ります。NYブロードウェイでミュージカルが見たいのであれば、「TodayTix」がお勧め。開催されるすべてのミュージカルについて格安でチケットが手に入りますよ、と。

《2》や《3》で最新の情報や専門的な知識を得たいと思ったら、一人で書籍と格闘しても徒労です。書籍になった時点でその情報は古いし、最新の専門的な知識は人に教えてもらうしかありません。ある程度の知識はネット上で勉強できますし、その上で専門的な知識が常に更新されているコミュニティに接触することが肝要です。

《4》のベストセラー『LIFE SHIF』は多摩市図書館では6冊用意されているようですが、現在のところ100番待ちです。

《5》では私の場合、借りて読むとしたら、まず全国の図書館蔵書検索サイト「カーリル」で検索し、多摩市図書館で蔵書されていれば、注文して最寄りの図書館で受け取る。なけれ

ば蔵書している図書館に出向く。その前にアマゾンプライム会員で無料で読めるか確認する。図書館に行くにしてもそこに本が並んでいる必要はない。

《6》のケースは私の場合、実際よく図書館を利用させてもらっている。

大方の人にとって図書館の蔵書に対する利用のイメージはこんなものだろうと思う。ところが2月に開催された図書館本館整備に関する説明会の資料を見ると、蔵書を集めるのことだと思うが、「中央館」を作れば全体像が見渡せるとある。また地域館では、旅行書や健康・医学書は6年以上の古いものが多いという。中央館を作ればこれが新しくなるというのだろうか。そうなったとして大方の人にとって何が嬉しい?



**図書館は「知の地域創造」に
必要不可欠!**

私はそれでも図書館はこれからの時代にとっても重要だと思う。それは説明会の説明書にあるように図書館が本の貸し出し機能だけのものではなく、「知の地域創造」のために発想転換しなければならぬとあるように、まさにその点においてである。

ではこれに関して具体的に何をやるのか? どのようなファシリティ(施設機能)を整備するのかという説明がまったくない。その前に「知の地域創造」とは何なのか市民の間で共通認識されているのだろうか?

市民のあいだでは図書館に対する期待はそれぞれだろうが、「知の地域創造」の議論をないがしろにして建物だけ建てたところ



で大いなる無駄となることを危惧する。ましてや蔵書の全体像を見るための書架が並んだだけの図書館を作るのだとしたら、大いなる時代錯誤という他ない。

ここでは紙面の関係上、掲載できないが、私の案は「**知の地域創造**」ビジョンである。

<http://xview.moo.jp/wp01/archives/562>

もし賛同していただければ、その旨を表明(いいね)していただき、コメントも頂戴したい。



あわせて「**図書館**ニューヨークからの報告と提言」を併読していただけると幸いです。

<http://xview.moo.jp/wp01/archives/578>

先端的な図書館として有名なニューヨーク公共図書館を見てきたのでその報告をする。またその上での感想と提言である。



またFBページ(フェイスブックページ)「**知の地域創造を考える**」

<https://www.facebook.com/createtama/>

を開設している。ぜひ皆様の意見、案を持ち寄り、市ならびに議会に届けようではありませんか!



入会申込書

氏名
住所
電話・FAX
メールアドレス

■会費・カンパ振込先■

みずほ銀行多摩センター支店 1197246
「多摩市議会ウオッチングの会」

■申し込み■

「ウオッチング多摩」の会 代表 神津幸夫
〒206-0034 多摩市鶴牧3-14-2-102 042-372-9496
HP: <http://watching-tama.com/>

★入会金は必要ありませんが、会報発行等の活動維持のために年会費2000円を頂いております。